

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人 EPO(以下「この法人」という。)の行動規範の理念に則り、この法人に適用又は、適用の可能性のある法令、定款または内部規定の遵守(以下「コンプライアンス」という。)上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の構成かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人の役員及び職員(以下「役職員」という。)は法令、定款及び内部規定の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第3条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1)コンプライアンス担当理事
- (2)コンプライアンス統括部門

(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は常任理事とする。コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について、報告する。

2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス統括部門を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。

- (1)コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2)コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

(コンプライアンス統括部門)

第5条 この法人の事務局をコンプライアンス統括部門とする。

2 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、実施する。

3 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス施策の進捗状況その他のコンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告、連絡及び相談ルート)

第 6 条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部門に報告する。ただし、内部通報規定に基づく通報等を行った場合はこの限りではない。

2 コンプライアンス統括部門長(事務局長)は、前項の報告でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知った時は、直ちにその旨をコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。

3 役職員は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス統括部門を経由することができないときは、第 1 項にかかわらず、コンプライアンス担当理事に直接同項の報告をすることができる。

(役職員のコンプライアンス教育)

第7条 この法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの法人の行動規範を含むこれらの事項について定期的に研修を受けるものとする。

(懲戒等)

第 8 条 職員が第 6 条第 1 項から第3項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員(監事を除く。以下本条において同じ。)の場合は、戒告とし、職員の場合は就業規則に従い譴責、減給、出席停止、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員が報酬を得ている場合には自主的に報酬を減額することを防げない。

3 前項の懲戒処分は役員については理事会が決議し、職員についてはコンプライアンス統括部門の決定を受けて理事長がこれを行う。

4 懲戒処分を行ったときは、当該事案の究明・分析を踏まえて、再発防止策を策定し、処分結果ともに公表するものとする。

(改廃)

第 9 条 この規定の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規定は令和 6 年 4 月 30 日から施行する。